

補充原則 4-11③ 取締役会全体の実効性について分析・評価

1. 分析・評価のプロセス

「コーポレートガバナンスに関する方針」第3章5.に記載のとおり、取締役会全体の実効性についての分析・評価を毎年実施することとしています。2017年度は、以下のプロセスで分析・評価を実施いたしました。

(1) 各取締役・監査役に対する自己評価アンケートの実施

- ・主に取締役会の役割・責務、運営、構成等の観点から9項目の質問票を事前に配布し、社外役員へは事務局によるインタビュー形式でアンケートを実施。
- ・PDCAサイクルに則った継続的改善を図る観点から、2016年度の評価を踏まえて実施した改善策（機能向上策）の効果発揮状況を含め評価を実施。

(2) 取締役会への評価・検証結果の報告

- ・各取締役・監査役による自己評価結果を踏まえ、2018年度に向けた機能向上策を取りまとめ、取締役会に報告。

2. 分析・評価結果の概要

- ・中期経営計画（Vision 2021）の策定について、将来の環境変化を踏まえ、方針段階から複数回論議することで、中長期的な企業価値向上につながっている。
- ・取締役会の運営（開催頻度、審議件数、審議時間等）および取締役会の構成（取締役の員数、社内と社外の員数バランス等）は概ね適切である。
- ・2017年度に実施した改善策（機能向上策）は適切に機能している。

なお、自己評価アンケートにおける意見を踏まえ、取締役会の実効性のさらなる向上に向け、以下の改善策に取り組んでいきます。

- 新規事業投資における多角的な分析・検討と迅速な意思決定の両立
- 内部通報制度の実効性向上に向けた検討の実施
- 議案のポイント明確化取組の継続
- 取締役会付議基準の見直しによる論議事項のさらなる絞込み
- 取締役会における論議や判断に必要な情報の理解を深めるための勉強会開催